

## 【国際家族法研究会シリーズ9】

### まえがき

日本学術振興会による「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」の公募型研究領域として採択された「現代型家族問題に対する法と臨床心理学の融合的視点からの解決モデルの提案」(2009年～2012年, 研究代表・二宮周平)及び科学研究費基盤A「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」(2010年～2013年, 研究代表・二宮周平)の共同研究会を, 2010年4月30日(金)に立命館大学で開催した。ミヒャエル・ケスター(Michael Coester)・ミュンヘン大学名誉教授をお招きし, 「ドイツ家族法における親の配慮権紛争」(松久和彦訳), 「ドイツにおける家庭内暴力と子どもの保護」(佐々木健訳)と, 2本の研究報告をしていただいた。ドイツにおける家族法・家事事件手続法に関する最新の情報であり, ここに翻訳して掲載することにした。

なお二つの共同研究として, ケスター教授にアレンジしていただき, 2010年9月13日から17日にかけて, 主としてドイツの家庭裁判所を訪問調査することができた。コッヘム家裁, ハイデルベルグ家裁, シュトゥットガルト高裁で実際の審理を傍聴した。コッヘムでは, さらに Institut für interdisziplinäre Ausbildung において, ルドルフ研究所長, 家裁主任裁判官, 弁護士, 心理学者, ラインラント・プファルツ州司法大臣とセッションをし, その中で, 「コッヘム・モデル」という新しい家事紛争解決手続を作り, ドイツの家裁に広めたルドルフ所長から, その経緯や仕組み, 今後の課題など詳しく伺うこともできた。シュトゥットガルトでは, 裁判官, 鑑定人(臨床心理士), メディエーターと研究会を行い, ハイデルベルグ, ミュンヘンでは, 裁判官に新しい紛争解決モデルについて, ヒアリングと意見交換をした。それぞれベプリンガー・モデル, ハイデルベルグ・モデル, ミュンヘン・モデルと称し, ガイドラインを作成している

（資料として近日中に翻訳・公表の予定）。

要諦は、子どものいる家事事件について、裁判官が法律を用いて勝敗をつける解決ではなく、できるだけ当事者の合意形成を促す仕組みである。当事者が家裁に申し立てる前に少年局（児童相談所と福祉事務所を兼ねたような官庁）のスタッフが父母と子と話し合い、アドバイスをしたり、心理相談や調停が必要であれば紹介する。これらで合意が作れずに裁判所へ申し立てた後も、裁判官は上記の相談を勧めることができ、さらには心理鑑定人に対して、鑑定書作成に際して合意形成を促すことを指示することもできる。子のことを一番よく知っているのは子の親なのだから、子の視点で離婚後の親子関係の継続性について合意を作っていこうとするのである。こうした過程を家裁が常にコントロールして、実効性を担保する仕組みである。

こうした解決モデルに対する評価と課題については、ケスター教授の「ドイツ家族法における親の配慮権紛争」（松久和彦訳）章を参照されたい。

システムが違うので、そのまま日本に取り入れるというわけにはいかないが、できるだけ対話を通じて合意形成を勧める、そのための支援の仕組みを用意し、裁判所の権威でコントロールするという手法を、日本の家事調停に応用することはできるかもしれない。今後も研究を深め、対話による解決をいかに実現していくか、手続法と実体法の接合、家族法と臨床心理学との連携の仕組みを追求していきたい。

（二宮 周平）